

工事成績採点の考査項目別運用表 監督員

1. 施工体制 I. 施工体制一般

a	b	c	d	e
適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である

対該  
象 当 【評価対象項目】

「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制について指示事項が無い。  施工体制一般に関して、監督職員が文書により改善指示を行った。(d 評価)

施工計画書を、工事着手前に提出している。

作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。

品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。

元請が下請の作業成果を検査している。  施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。(e 評価)

施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。

緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。

現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。

工場製作期間における技術者を適切に配置している。

機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。

工事規模に応じた人員、船舶、機械配置の施工となっている。

その他 理由：

●判断基準

評価値が90%程度以上・・・ a

評価値が80%以上90%未満・・・ b

評価値が80%未満・・・ c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

1. 施工体制 II. 配置技術者（現場代理人等）

a	b	c	d	e
適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である

対該  
象 当 【評価対象項目】

【全体を評価する項目】

「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。  施工体制一般に関して、監督職員が文書により改善指示を行った。(d 評価)

作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。

【現場代理人を評価する項目】

現場代理人が、工事全体を把握している。

設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。  施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。(e 評価)

監督職員への報告を適時及び的確に行っている。

【監理（主任）技術者を評価する項目】

書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。

契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。

施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。

下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。

監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。

その他 理由：

●判断基準

評価値が90%程度以上・・・ a

評価値が80%以上90%未満・・・ b

評価値が80%未満・・・ c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

2. 施工状況 I. 施工管理

a	b	c	d	e
適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である

対該  
象 当 【評価対象項目】

「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。  施工体制一般に関して、監督職員が文書により改善指示を行った。(d 評価)

施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。

現場条件の変化に対して、適切に対応している。

工事材料の品質に影響が無いよう保管している。

日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。  施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。(e 評価)

日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。

現場内の整理整頓を日常的に行っている。

指定材料の品質保証書及び写真等を整理している。

工事打合せ簿を、不足無く整理している。

建設副産物の再利用等への取組みを適切に行っている。

工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。

現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。

その他 理由：

●判断基準

評価値が90%程度以上・・・ a

評価値が80%以上90%未満・・・ b

評価値が80%未満・・・ c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

2. 施工状況

II. 工程管理

a	b	c	d	e
適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である

対該  
象 当 【評価対象項目】

「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。

工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。

実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。

現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。

時間制限、片側交互交通、作業船運航等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。

工事の進捗を早めるための取組みを行っている。

適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。

休日の確保を行っている。

計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。

気象海象予測情報を入力し、作業実施日の判断をしていた。

主作業時には、短時間のタイムスケジュールを作成し、適切な管理が行われている。(ケーソン据付、コンクリート打設、回航など)。

航路や漁業区域に隣接し、船舶の出入港や操業時期の規制など、各種制約への対応が適切で大きな工程の遅れがなかった。

その他 理由：

●判断基準

評価値が90%程度以上・・・ a

評価値が80%以上90%未満・・・ b

評価値が80%未満・・・ c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

工程管理に関して、監督職員が文書により改善指示を行った。(d 評価)

工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。(e 評価)

2. 施工状況

III. 安全対策

a	b	c	d	e
適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である

対該  
象 当 【評価対象項目】

「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。

災害防止協議会等を1回/月以上行っている。

安全教育及び安全訓練を半日/月以上実施している。

新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。

工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。

過積載防止に取り組んでいる。

仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。

保安施設の設置及び管理を各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。

地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。

作業限界条件を設定し、気象海象状況を把握し、適切に安全に作業を実施している。

海洋環境等に配慮し、公衆災害等への対策を施している。

台風接近時などにおける防災への対応が、適切に行われている。

地震、津波時の避難場所、経路、誘導體制が確立されている。

その他 理由：

●判断基準

評価値が90%程度以上・・・ a

評価値が80%以上90%未満・・・ b

評価値が80%未満・・・ c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

安全対策に関して、監督職員が文書により改善指示を行った。(d 評価)

安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。(e 評価)

2. 施工状況

IV. 対外関係

a	b	c	d	e
適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である

対該  
象 当 【評価対象項目】

「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。

関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。

地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。

第三者からの苦情が無い、もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。

関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。

工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。

その他 理由：

●判断基準

評価値が90%程度以上・・・ a

評価値が80%以上90%未満・・・ b

評価値が80%未満・・・ c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

対外関係に関して、監督職員が文書により改善指示を行った。(d 評価)

対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。(e 評価)

3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形（土木工事）

a	b	c	d	e
出来栄の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

※ばらつき判断は別紙-4参照

評価対象項目

- 出来形の測定が測定基準、規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。
- 出来形の測定が測定基準、規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。
- 出来形の測定が測定基準、規格値を満足し、a、bに該当しない。

- ① 出来形の評価は、工事全般を通じて評価するものとする。
- ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
- ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準により難しい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。

3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形（①機械設備工事）

a	b	c	d	e
適切である。	ほぼ適切である。	他の評価に該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

対該

対象【評価対象項目】

- 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。
- 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。
- 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。
- 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。
- 不可視部分の出来形を写真撮影している。
- 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。
- 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。
- 社内の管理基準に基づき管理している。
- 設計図書に定められている予備品に不足がない。
- 分別整備における既設部品等の磨耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。
- その他 理由：

●判断基準

- 評価値が90%程度以上・・・ a
- 評価値が80%以上90%未満・・・ b
- 評価値が80%未満・・・ c

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形（②電気設備工事 通信設備工事・受変電設備工事）

a	b	c	d	e
適切である。	ほぼ適切である。	他の評価に該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

対該

対象【評価対象項目】

- 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。
- 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記載され、適切に管理している。
- 不可視部分の出来形を写真撮影している。
- 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。
- 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。
- 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。
- 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。
- 測定機器のキャリブレーションを、定期的に実施している。
- 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。
- 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 社内の管理基準に基づき管理している。
- その他 理由：

●判断基準

- 評価値が90%程度以上・・・ a
- 評価値が80%以上90%未満・・・ b
- 評価値が80%未満・・・ c

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形 (③建築工事)

a	b	c	d	e
適切である。	ほぼ適切である。	他の評価に該当しない。	出来形の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
<p>対該 象 当 【評価対象項目】</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 承諾図書等が、設計図書を満足している。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 施工図等が、設計図書を満足している。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 現場における出来高が設計図書を満足し、適切な施工である。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 施工計画書等で定めた出来高の管理基準に基づき、管理している。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 出来高の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 出来高の管理方法を工夫している。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他 理由：</p>				
<p>評価値が90%以上・・・ a</p> <p>評価値が80%以上90%未満・・・ b</p> <p>評価値が60%以上80%未満・・・ c</p> <p>評価値が60%程度未満・・・ d</p>				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評</p> </div>				

3. 出来形及び出来ばえ II. 品質 (土木工事)

a	b	c	d	e						
品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。						
<p>※ばらつき判断は別紙-4参照</p>										
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【評価対象項目】</p> <p><input type="checkbox"/> 品質の測定が測定基準、規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。</p> <p><input type="checkbox"/> 品質の測定が測定基準、規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。</p> <p><input type="checkbox"/> 品質の測定が測定基準、規格値を満足し、a、bに該当しない。</p> </div>										
<p>※主たる工種 (最大3工種)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="text-align: center;">▼</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="text-align: center;">▼</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="text-align: center;">▼</td> </tr> </table>						▼		▼		▼
	▼									
	▼									
	▼									
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 品質の評価は、工事全般を通じて評価するものとする。</p> <p>② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。</p> <p>③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための所定の管理体系である。なお、当該管理基準により難しい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。</p> <p>④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。</p> </div>										

3. 出来形及び出来ばえ II. 品質 (①機械設備工事)

a	b	c	d	e
適切である。	ほぼ適切である。	他の評価に該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
<p>対該 象 当 【評価対象項目】</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 材料、部品の品質照合の書類(現物照合)の内容が設計図書の仕様を満足している。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 設備の取扱説明書を工夫している。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 完成図書(取扱説明書)に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績にまとめられている。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他 理由：</p>				
<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%程度以上・・・ a</p> <p>評価値が80%以上90%未満・・・ b</p> <p>評価値が80%未満・・・ c</p>				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。</p> </div>				

3. 出来形及び出来ばえ II. 品質 (②電気設備工事 通信設備工事・受変電設備工事)

a	b	c	d	e
適切である。	ほぼ適切である。	他の評価に該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
<p>対該 象 当 【評価対象項目】</p> <p><input type="checkbox"/> 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。</p> <p><input type="checkbox"/> 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。</p> <p><input type="checkbox"/> 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめている。</p> <p><input type="checkbox"/> 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおりに配置され、操作性に優れている。</p> <p><input type="checkbox"/> ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。</p> <p><input type="checkbox"/> 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。</p> <p><input type="checkbox"/> 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。</p> <p><input type="checkbox"/> 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。</p> <p><input type="checkbox"/> 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。</p> <p><input type="checkbox"/> 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。</p> <p><input type="checkbox"/> 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 理由：</p>				
<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%程度以上 . . . . . a</p> <p>評価値が80%以上90%未満 . . . . . b</p> <p>評価値が80%未満 . . . . . c</p>				
<p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。</p>				

3. 出来形及び出来ばえ II. 品質 (③維持・修繕工事)

a	b	c	d	e
適切である。	ほぼ適切である。	他の評価に該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
<p>該 象 当 【評価対象項目】</p> <p><input type="checkbox"/> 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。</p> <p><input type="checkbox"/> 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。</p> <p><input type="checkbox"/> 監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 理由：</p> <p><input type="checkbox"/> その他 理由：</p> <p><input type="checkbox"/> その他 理由：</p> <p><input type="checkbox"/> その他 理由：</p>				
<p>●判断基準</p> <p>※該当項目が6項目以上 a</p> <p>※該当項目が4項目以上 b</p> <p>※該当項目が3項目以下 c</p> <p>注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。</p>				

3. 出来形及び出来ばえ II. 品質 (④港湾浚渫工事)

a	b	c	d	e
品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
<p>対該 象 当 【評価対象項目】</p> <p>【共通】</p> <p><input type="checkbox"/> 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 既設構造物に影響がないよう十分検討して施工されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 一般船舶に十分注意して施工していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 作業船（機械）が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。</p> <p>【浚渫・床掘関係】</p> <p><input type="checkbox"/> 土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工している。</p> <p><input type="checkbox"/> 浚渫又は床掘工について仕様書に定められた施工上の注意事項が守られている。</p> <p><input type="checkbox"/> 土砂処分における土質改良が適切に行われ施工している。</p> <p><input type="checkbox"/> 土砂の含水比等に配慮し、土砂の処分、仮置を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 浚渫又は床掘土砂に、大物等が混入していた場合、適正に分別処理され施工している。</p> <p><input type="checkbox"/> 土砂仮置場における飛砂防止や排水を考慮した対策を講じて施工している。</p> <p><input type="checkbox"/> 必要以上に余掘を行わないなど、精度良く浚渫することで、土砂処分量の縮減に努めた。</p>				
<p>評価値が90%以上 . . . . . a</p> <p>評価値が80%以上90%未満 . . . . . b</p> <p>評価値が60%以上80%未満 . . . . . c</p> <p>評価値が60%程度未満 . . . . . d</p>				
<p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。</p>				

3. 出来形及び出来ばえ II. 品質 (⑤建築工事)

a	b	c	d	e
品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	他の事項に該当しない。	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
<p>対 該 象 当 【評価対象項目】</p> <p>【共 通】</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 品質確認記録の内容が適切である。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 施工の各段階における完了時の品質が適切である。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 躯体工事における施工の品質が良好である。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 内外仕上げ工事における施工の品質が良好である。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録が整備されている。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他 理由：</p>				
<p>評価値が90%以上・・・ a</p> <p>評価値が80%以上90%未満・・・ b</p> <p>評価値が60%以上80%未満・・・ c</p> <p>評価値が60%程度未満・・・ d</p>	<p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値( %) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数</p>			
<p><input type="checkbox"/> 品質の管理に関して、監督職員が文書で改善指示を行った。(d 評価)</p> <p><input type="checkbox"/> 工事請負契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。(e 評価)</p>				

5. 創意工夫 I. 創意工夫

<p><input type="checkbox"/> 創意工夫を評価</p> <p>評定点 点 加点</p>	<p>創意工夫</p> <p>軽微なものを対象とし、施工計画書にそのことが記載され、又は事前に受注者から自主的に創意工夫にかかる資料が提出され、それらの項目が該当すると判断し、施工等に反映されていたならば評価する。</p>
---------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------